

1 発言時間について

論 点	第6回協議会における主な意見等	会派名
①一問一答の発言時間を延長するか、一括方式の発言時間を制限するか。 ②一問一答、一括方式の発言時間を見直す場合は、何分にするのか。 ③第1回定例会後に検証するか。	一括方式は発言時間に制限がないことを考慮し、一問一答方式の発言時間を延長する。	共産党 ネット
	一問一答方式とのバランスを考慮し、一括方式の発言時間に制限を設ける。	自民党 公明党 未来創造
	委員は発言時間内に論点をわかりやすく、整理し、まとめるべきである。	自民党 公明党
	一括方式、一問一答ともに40分、または、45分とする。	公明党
	一括方式、一問一答ともに60分程度とする。	民主党 ネット
	第3部会では、発言時間は委員長の議事整理権で対応することとした。第1回定例会終了後に検証すべき。	共産党

2 指摘要望事項の取り扱いについて

現 状
①指摘要望事項を調整する場について 第3部会では指摘要望事項を調整する場について、協議していなかったが、決算分科会では指摘要望事項を正副委員長、及び各分科会主査が協議した。 ②指摘要望事項を行政に反映できるような仕組みについて 翌年度の第1回定例会に市長から予算、決算の指摘要望事項に対する回答があり、会派控室に配付している。 ③分科会における指摘要望事項のまとめ方について 分科会において、正副主査案を修正する分科会もあった。

3 副委員長・副主査のあり方・役割について

現 状
①委員会条例第9条により、副委員長を1人置くと定められている。第11条に委員長に事故あるとき、欠けたときは副委員長が委員長の職務を行うとある。 ②副委員長は、予算決算理事会、指摘要望事項の調整の場で意見が分かれた際などの調整する役割が挙げられる。 ③副主査の役割は、主査の議事運営を補佐し、質問事項の整理、答弁漏れの確認、指摘要望事項案の説明などがある。

※ 12月11日の議会改革推進協議会において、1番については、論点に対する意見を、2番、及び3番について、現状に対する各会派のご意見を伺います。